

平成30年 台風24号
大淀川の内水被害に関する検討会
(第3回)

日時：平成31年3月18日(月)

10時00分～12時00分

場所：宮崎河川国道事務所

別館3階会議室

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 第2回検討会のご意見等
 - (2) 想定される対応策(案)
 - (3) 今後の対応方針(案)
4. 閉会

平成30年 台風24号大淀川の内水被害に関する検討会（第3回）

【委員】

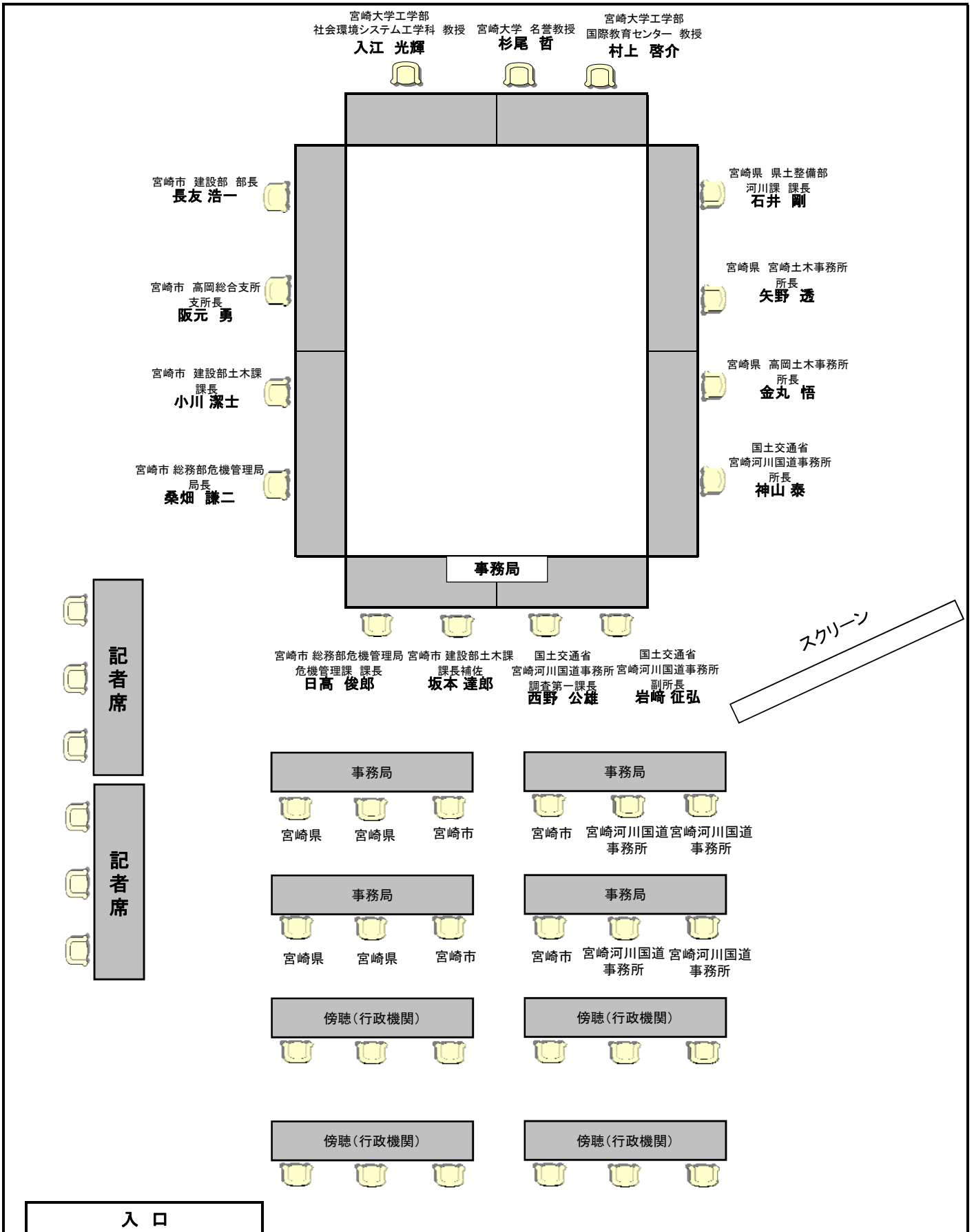
氏名（委員）	所属・役職	備考
杉尾 哲	宮崎大学 名誉教授	
村上 啓介	宮崎大学工学部 国際教育センター 教授	
入江 光輝	宮崎大学 工学部 社会環境システム工学科 教授	
長友 浩一	宮崎市 建設部	部長
阪元 勇	宮崎市 高岡総合支所	支所長
小川 潔士	宮崎市 建設部 土木課	課長
桑畑 謙二	宮崎市 総務部 危機管理局	局長
日高 俊郎	宮崎市 総務部 危機管理局 危機管理課	課長
石井 剛	宮崎県 県土整備部 河川課	課長
矢野 透	宮崎県 宮崎土木事務所	所長
金丸 悟	宮崎県 高岡土木事務所	所長
神山 泰	国土交通省 宮崎河川国道事務所	所長
岩崎 征弘	国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長

※都合によりやむを得ない場合は代理出席可とする。

【事務局】

氏名	所属・役職	備考
坂本 達郎	宮崎市 建設部 土木課	課長補佐
毛利 孝	宮崎市 建設部 土木課	河川係長
川元 昭人	宮崎市 高岡総合支所 農林建設課	課長補佐
小牧 利一	宮崎県 県土整備部 河川課	課長補佐
宇治橋 正行	宮崎県 県土整備部 河川課	主幹
西野 公雄	国土交通省 宮崎河川国道事務所 調査第一課	課長
工藤 秀樹	国土交通省 宮崎河川国道事務所 河川管理課	課長

平成30年 台風24号大淀川の内水被害に関する検討会（第3回） 座席表



平成 3 0 年 台 風 2 4 号
大淀川の内水被害に関する検討会
設立趣旨

平成 3 0 年 9 月に発生した台風 2 4 号に伴う短時間かつ記録的な降雨により、大淀川支川の瓜生野川、江川、瓜田川、飯田川（以下、「4 河川」と記す）沿川において多くの内水被害が発生しました。

宮崎河川国道事務所は、大淀川本川の河川管理者であり、4 河川の末端にある水門及び瓜生野川排水機場、江川排水機場、瓜田川排水機場の施設管理者でもあります。

また、宮崎県は 4 河川の河川管理者であり、飯田川排水機場の施設管理者でもあります。さらに、これらの河川の更に上流の区間や合流する水路等の管理者は宮崎市であり、同時に避難情報を提供する立場にもあります。

このようななか、国、県、市の関係機関が一堂に会し、平成 3 0 年 9 月台風 2 4 号による内水被害に関し、その浸水状況や要因等を共有し、専門的な知識を有する学識者から指導・助言を得ながら、家屋の浸水被害軽減に向けた今後の対応について検討していく「平成 3 0 年台風 2 4 号大淀川の内水被害に関する検討会」を設置するものです。

「平成30年 台風24号大淀川の 内水被害に関する検討会」に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1) 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な議事運営に著しい支障が認められる場合は公開しないことができる。
- (2) 会議資料、議事概要等は、原則公開するものとするが、特段の理由があるときには、その理由を明示し、会議資料、議事概要等の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

会議の議事については、事務局が発議者の氏名を伏せた上で議事概要を作成する。

3. 公開の方法

会議資料及び議事概要等は宮崎河川国道事務所、宮崎県、宮崎市ホームページでの掲載等によるものとする。

平成30年台風24号大淀川の内水被害に関する検討会 流れ

第1回

- 検討会立ち上げ(設立趣旨等の説明)
- 出水状況(現時点までの事実確認状況等)
- 意見交換



第2回

- 第1回で出された意見に対する回答
- 対応策(案)
- 対応策(案)に対する意見交換



第3回

- 対応策(案)の決定

第2回検討会のご意見等

平成30年 台風24号大淀川の内水被害に関する検討会（第2回） 議事要旨

日時：平成31年2月7日（木） 15:15～17:15

場所：国土交通省 宮崎河川国道事務所 別館3F会議室

I. 議事次第

- (1) 第1回検討会のご意見等について
- (2) 想定される対応策（素案）
- (3) 意見交換

II. 主な意見等

- ①排水機場の稼働状況について、市や県の防災メール、防災無線を利用して一斉に情報提供することは出来ないか。
- ②ため池の長・中期での活用と併せて、流域の住宅の中に防災調整池のような浸透施設を導入した場合にどのような効果が得られるか。対策の1つとして、考えてもいいのではないか。
- ③ため池の効果的な運用や補償のルールについて検討が必要ではないか。
- ④防災情報の提供のあり方について、マスコミ（テレビ局、新聞社等）との勉強会の開催も必要ではないか。
- ⑤住民に避難行動の判断をしてもらうための分かりやすい情報提供として、大淀川の内水常襲地帯に内水計を設置してはどうか。
- ⑥堆積土砂撤去・樹木伐採について、どこを優先的に実施していくのか、技術的な観点で考えておく必要がある。

平成30年台風24号大淀川の内水被害に関する検討会（第2回）
 における確認事項

質疑 ①	排水機場の稼働状況について、市や県の防災メール、防災無線を利用して一斉に情報提供することは出来ないか。
回答 ①	<p>国・県：排水機場の稼働状況の公開方法について検討する。</p> <p>市：現在、市防災メールは、地域を限定した配信を行っていないことから、直接影響のない登録者に対して配信されることや、注意報、警報等の気象状況のほか、避難に関する情報に加え、これ以上の情報を配信することに対して混乱を招くことが懸念される。防災無線については、台風時の暴風雨により聞こえない可能性があり、また、排水機場周辺に設置されていないことから流域外にも発信され、周知方法や住民の理解が得られるかなどの課題がある。</p> <p>今後、水門等操作立会人制度の活用や市への問合せでの対応など排水機場の稼働状況の情報提供について検討する。</p>

質疑 ②	浸透施設及びため池の活用について
回答 ②	<p>市：浸透施設については、市において過去に道路上に浸透柵や浸透側溝を設置している。また、小規模な開発行為（1ha未満）では、流出抑制対策の一つとして浸透施設の設置を事業者に指導しているところであり、今後も引き続き積極的な取り入れに努めるよう指導を行っていく。</p> <p>ため池の活用については、今回の台風24号では、ほとんどのため池において、事前に水位を下げていた。特に、瓜生野川流域の瓜生野大池（総貯水量23万m³）や蛇羅池（総貯水量13万m³）については、4地区のなかで最も貯水能力のあるため池であるが、洪水吐からの越流がなかったことから一定の洪水調節機能があったと考えられる。</p>

質疑 ③	ため池の効果的な運用や補償のルールについて検討が必要ではないか。
回答 ③	<p>市：台風等の大雨が予想される場合の低水位管理は、ため池管理者が営農に支障のない範囲で協力頂き、実施されているため、時期や受益面積、ため池の規模や整備状況によって、低下させる水位にバラつきが生じている状況。引き続き管理者に要請を行っていくとともに、管理者と協議を行い、理解・協力を得ながら、可能な限りため池の水位低下を実施して頂く協力体制を確保していく。</p>

質疑 ④	防災情報の提供のあり方について、マスコミ（テレビ局、新聞社等）との勉強会の開催も必要ではないか。
回答 ④	<p>国・県・市： マスコミ（テレビ局、新聞社等）との勉強会については、下記の内容も参考にしながら、今後、開催に向けた調整等を進めていく予定。</p> <p>国：現在、整備局において、様々な自然災害における情報共有や防災情報への理解促進などを目的とした会議を平成27年度より実施。 （構成メンバー：福岡の報道機関（テレビ局、新聞社等）、九州地方整備局、福岡管区气象台、自治体等）</p>

質疑 ⑤	内水計の設置状況等について
回答 ⑤	<p>国：瓜田川、瓜生野川等において、内水対策検討の基礎データ収集を目的とした内水位の観測（H10～H16頃）が実施されていたが、内水対策検討及び排水機場の整備が完了したことから、現在、観測所は撤去されており、観測は行っていない。 今後、排水機場（瓜生野川、江川、瓜田川）に設置されている内外水位計データのインターネット上での提供について検討する。</p> <p>県：支川の河川の水位状況として、瓜田川の水位（番所橋、梅木田橋）及び飯田排水機場の内外水位のデータ、瓜田川（番所橋）及び飯田排水機場（内水域）の河川監視カメラの画像をインターネット上で提供している。 今後、さらに、瓜生野川、江川、麓川の河川状況について、危機管理型水位計及び簡易カメラを設置し、情報提供を行う予定である。（第3回検討会：参考資料 P21～24）</p> <p>市：内水位量水標を市内各所において約80箇所設置している。（P5） 今後も内水監視員制度による監視体制を確保していく。</p>

質疑 ⑥	堆積土砂撤去・樹木伐採の優先順位について
回答 ⑥	<p>国：土砂撤去・樹木の伐採の優先順位については、浸水被害の大きかった地区周辺を優先して平成31年度当初より同時進行で工事を進める予定。 （第3回検討会：参考資料 P9～12）</p> <p>県：支川の土砂撤去・樹木の伐採については、流下阻害の大きいところから対応しているところであり、今後、土砂堆積等が認められる区間において着手する予定。（第3回検討会：参考資料 P13～15）</p>

<p>質疑 ⑦</p>	<p>「河川整備計画に基づく河道掘削」及び「堆積土砂撤去・樹木伐採」の効果について</p>
<p>回答 ⑦</p>	<p>国：河川整備計画に基づく河道掘削については、各支川の合流点（水門）付近において概ね5cm～55cm程度の水位低減効果が見込める。 （第3回検討会：参考資料 P1～P3）</p> <p>国：短期対策として行う堆積土砂撤去・樹木の伐採については、各支川の合流点（水門）付近において概ね5cm～10cm程度の水位低減効果が見込める。 （第3回検討会：参考資料 P9～P12）</p>

